

令和2年2月定例会一般質問発言通告表

発言 順序	議席 番号	氏名	要 旨	答弁者
2	11	中 村 憲 一 議員		1 / 2
発 言 項 目		要 旨		答 弁 者
1 共同親権から考える 面会交流支援と子ども の権利を保護する条例 について		<p>親権は、未成年の子を養育監護し、その財産を管理し、子を代理して法律行為をする権利義務であり、婚姻中は原則父母による共同親権である。離婚後は、欧米先進国においては共同親権が継続するが、日本においては父母の一方を親権者に定める単独親権となっている。</p> <p>離婚後の共同親権制度を採用している国では、子どもの利益を最大限に尊重するため、面会交流や養育費負担等のルールを裁判所で定め父母が共同で子育てを担う。一方、単独親権を採用している国では、離婚後の別居親と子どもの分断により子育てに関与できないことから、養育費の不払いにつながる等、子どもの利益の障害になっている事例がある。このことから面会交流の啓発と支援が「子どもの健やかな成長のために」重要な施策と考えられる。</p> <p>また、子どもが享受すべき権利を明確にするためにも、すべての子どもが「生きる」、「育つ」、「守られる」、「参加する」権利が保障された子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）に基づいた子どもの権利条例の制定が必要と考える。</p> <p>以上、法務省で、選択制による共同親権の導入の是非など離婚後の子どもの養育について議論する研究会を発足させた中、当市でも単独親権の不備を補完する施策を実施し、子どもの権利を最大限擁護しなければならないという観点から、以下質問する。</p> <p>(1) 共同親権について。</p> <p>① 共同親権に対する認識はいかがか。</p> <p>② 親権についての相談状況はいかがか。</p> <p>③ 単独親権制度下においては、共同での養育に関する合意書が共同親権の補完策となるが、法務省作成の「子どもの養育に関する合意書作成の手引とQ&A」の活用状況はいかがか。</p> <p>(2) 面会交流支援について。</p> <p>① 面会交流の取り決めに促す取り組みはいかがか。</p> <p>② 定期的に、別居親が子どもに面会交流する意義をどのように考えるか。</p> <p>③ 子どもと親の交流ノート（養育手帳）を配布することで、離婚後も両親間で子どもの情報を共有する機会を提供することを提案するがいかがか。</p> <p>④ 市が主体となって、直接連絡ができない両親間において、交流日程等の調整、受け渡し、付き添いを行う面会交流コーディネートを提案するがいかがか。</p> <p>(3) 子どもの権利を保護する条例について。</p> <p>① 子どもの貧困や虐待が重大な社会問題となり、基礎自治体として子どもをどう守るのかを考える中で、自己肯定感を高めるためにも権利の主体者である子どもを明確に位置付ける必要がある。また、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で、SDGsが目指す世界は「子どもたちに投資し、すべての子どもが暴力及び搾取から解放される世界」とされており、「子ども施策の総合化」として子どもの権利条約に基づいた子どもの権利条例の制定を提案するがいかがか。</p>		市長 関係部長

発言 順序	議席 番号	氏名	中 村 憲 一 議員	2 / 2
発言項目		要 旨		答弁者
2		将棋を活用したまちづくりとタイトル戦誘致について	<p>藤井聡太七段が2016年に14歳2カ月でプロ入りし、加藤一二三氏の史上最年少棋士記録を62年ぶりに更新しその後も様々な史上最年少記録を更新、羽生善治九段は2017年に永世七冠の偉業を達成し国民栄誉賞を受賞して、タイトル保持通算100期という前人未到の大記録が待望される等、将棋界は空前のブームに沸いている。</p> <p>一方、当市で製作されている富士駒も将棋界内外から注目され、タイトル戦でも使用されるようになり、特筆すべきは富士市文化会館（ロゼシアター）で開催された第71期名人戦七番勝負第2局で使用されたことである。</p> <p>以上を踏まえ、将棋ブームに便乗したまちづくりを提案する。</p> <p>(1) 将棋を活用したまちづくりについて。</p> <p>① 過去に将棋を活用した取り組みはあったか。</p> <p>② ふるさと納税返礼品での富士駒の実績はいかがか。</p> <p>(2) タイトル戦誘致について。</p> <p>① 過去に将棋タイトル戦は当市で開催されたことはあるか。</p> <p>② タイトル戦、特に叡王戦の誘致を検討できないか。</p>	市長 関係部長